

EU・カナダ FTA (CETA) の交渉の課題

ブリュッセル事務所・欧州ロシア CIS 課

EU とカナダは 2009 年 5 月の首脳会議で FTA (自由貿易協定) の交渉開始を正式に発表した。第 1 回目の正式交渉は同年 10 月に行われて以後交渉を重ねているが、双方とも貿易の自由化だけでなく経済協力関係を強化する広範かつ包括的な協定の合意を目指す」と表明している。EU にとって初めての G8 の一員との交渉であり、日 EU 経済統合協定 (EIA) 交渉に向けての参考にもなると思われる。ここでは 2010 年 9 月にカナダ議会が公表した資料「カナダ-EU 貿易交渉」の利用許可を得て、これを基に交渉における EU とカナダのそれぞれの姿勢と見解や主張、問題となる課題をまとめた。

2008 年 10 月～2009 年 3 月に、正式交渉開始前に EU・カナダ間で実施されたスコーピング (協定の対象範囲の検討) 作業に関する共同報告書は、以下のレポートで仮訳を掲載しています (22～29 ページ)。本レポートとあわせて読んでいただくと、より理解が深まるものと思います。

「EU の FTA 戦略および主要 FTA の交渉動向」(2009 年 6 月)

<http://www.jetro.go.jp/jfile/report/07000067/0906R3.pdf>

本レポートは下記の資料をカナダ議会図書館の許可を得て使用し作成したものです。本レポートの無断転載を禁じます。

“In Brief: Canada-European Union Trade Negotiations” (Publication 2010-53; 2010-54; 2010-55; 2010-56; 2010-57; 2010-59; 2010-60; 2010-61, 2010-62, 3 September 2010; 2010-58, 3, October 2010) written by Alexandre Gauthier and Michael Holden - International Affairs, Trade and Finance Division, Parliamentary Information and Research Service, Library of Parliament

<http://www.parl.gc.ca/About/Library/VirtualLibrary/ResearchPublicationsCat-e.asp?cat=trade>

[Reproduced with the permission of the Library of Parliament, 2011]

【免責条項】

ジェトロは本レポートの記載内容に関して生じた直接的、間接的、あるいは懲罰的損害及び利益の喪失については一切の責任を負いません。

これは、たとえジェトロがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

© JETRO 2011

目 次

1. EU・カナダFTA (CETA) 交渉の背景と重要分野	3
(1) FTA交渉までの経緯	3
(2) FTA締結で見込まれる便益	3
(3) スコーピング (協定の対象範囲の検討) 作業と主要 9 分野	4
2. 主要 9 分野の課題	5
(1) 農産品の市場アクセス	5
(2) 非農産品市場アクセス	6
(3) サービス貿易	7
(4) 投資保護	8
(5) 政府調達	9
(6) 貿易の技術的障壁 (TBT) と規制協力	10
(7) 知的財産権の保護	11
(8) 労働の移動	13
(9) 紛争解決	14

1. EU・カナダ FTA (CETA) 交渉の背景と重要分野

(1) FTA 交渉までの経緯

EU とカナダは 2004 年 3 月に貿易投資強化協定 (TIEA : Trade and Investment Enhancement Agreement) の枠組みで合意し、2005～2006 年に 3 回の交渉を行った。これは規制の協力、専門資格の相互承認、政府調達、金融サービス、知的財産権などを対象としたものだったが合意には至らず、2006 年 5 月に交渉を中止し、TIEA で対象とした一部の分野については WTO のドーハ・ラウンドでの交渉に委ねることになった。

しかし、2007 年 6 月の EU・カナダ首脳会議で、緊密な経済連携で見込まれる費用・便益について共同研究を実施することで合意。この共同調査研究「緊密な EU・カナダ経済連携の費用と便益の評価」¹の結果を受けて、2008 年 10 月の首脳会議で 2009 年にも経済統合の強化を目指す協定締結に向けて交渉を開始することで合意した。EU が再度の FTA 交渉に踏み切ったのは、北米自由貿易協定 (NAFTA : North American Free Trade Agreement) により欧州企業が不利益を被る面があったことに加え、TIEA ではカナダが州政府の政府調達の自由化に難色を示していたのに対して、改めてカナダ側が EU に州政府の関与を確約したことが背景にあったといわれる。

2004～2006 年	貿易投資強化協定 (TIEA) 交渉→失敗
2007 年 6 月	経済連携の効果について共同研究実施に合意
2008 年 10 月	2009 年にも FTA 交渉開始に合意、スコーピング実施に合意
2009 年 3 月	スコーピング報告書発表
2009 年 4 月	EU 閣僚理事会で欧州委員会に交渉権限付与を決定
2009 年 5 月	包括的経済貿易協定 (CETA) 交渉開始に合意
2009 年 10 月	CETA 交渉開始 (第 1 回交渉会合)
2011 年 6 月末までに計 7 回	の交渉会合を実施

(2) FTA 締結で見込まれる便益

上記の共同調査研究は、貿易自由化によって EU とカナダの双方に以下のような便益が見込まれることを示していた。

- 全貿易額：2007 年から 2014 年に双方で合わせて 412 億ドルの拡大が見込める。すなわち 23% の増加となる。

¹ “Assessing the Costs and Benefits of a Closer EU-Canada Economic Partnership”
http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2008/october/tradoc_141032.pdf

- ・ 物品貿易：全貿易額の拡大分のうち約 4 分の 3 に近い約 298 億ドルが物品貿易。EU からカナダへの輸出は 196 億ドルの拡大 (36.6%増)、カナダから EU への輸出は 101 億ドルの拡大 (24.3%増) となる。
- ・ サービス貿易：サービス貿易の拡大は 2007 年から 2014 年に約 112 億ドル分となる。このうち EU からカナダへの輸出は 77 億ドルの拡大 (13.1%増)、カナダから EU への輸出は 35 億ドルの拡大 (14.2%増) となる。
- ・ GDP：中期的に EU の GDP は年 0.08% (186 億ドル)、カナダの GDP は年 0.77% (131 億ドル) それぞれ押し上げられる。

(3) スコーピング（協定の対象範囲の検討）作業と主要 9 分野

2008 年 10 月の首脳会議では、交渉で対象となる範囲を確定するスコーピング作業を開始することで合意し、2009 年 3 月に「EU・カナダのスコーピング作業に関する共同報告書」²を公表した。この報告書は、EU とカナダが合意を目指す CETA (Comprehensive Economic Trade Agreement) 交渉の対象範囲として、以下の 14 項目を勧告している。

・ 物品貿易：関税の撤廃、明瞭かつ簡素な原産地規則、非関税障壁の低減への取り組み
・ 衛生植物検疫の問題：食品の安全および動物・植物の健康に関する措置
・ 貿易の技術的障壁 (TBT: Technical Barriers to Trade)
・ 貿易の円滑化
・ 税関手続きと原産地規則の管理
・ サービス貿易：専門資格の相互認証の規定を含む
・ 投資：中央政府と地方政府の実質的な手続き義務も含む
・ 中央政府および地方政府の調達
・ 規制面の協力：法規および手続き
・ 知的財産権：地理的表示 (GI) の保護を含む
・ ビジネス関連の人々の一時的な移動
・ 競争政策とその他関連事項：独占企業や国営企業などを含む
・ 制度的な取り決めと紛争解決
・ 持続可能な開発

カナダの通商交渉担当者によれば、CETA 交渉は上記に示した競争政策や持続可能な開発、貿易の円滑化などを含めて 22 分野に及ぶが、主要分野となるのは以下の 9 分野である³。

² “Joint Report on the EU-Canada Scoping Exercise”

http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2009/march/tradoc_142470.pdf

JETRO 「ユーロトレンド (2009 年 6 月)」の「EU の FTA 戦略および主要 FTA の交渉動向」に共同報告書の仮訳を掲載しているので (22~29 ページ)、詳細はそちらを参照されたい。

<http://www.jetro.go.jp/jfile/report/07000067/0906R3.pdf>

³ “Canada-European Union Trade Negotiations: 1. Overview of Negotiations” (Publication No.2010-53-E) <http://www.parl.gc.ca/Content/LOP/ResearchPublications/2010-53-e.pdf>

・農産品の市場アクセス	・非農産品の市場アクセス	・サービス貿易
・投資の保護	・政府調達	・TBTと規制面の協力
・知的財産権の保護	・労働の移動	・紛争解決

2. 主要9分野の課題

以下では、CETA交渉で主要分野となる9分野について、EUとカナダの姿勢や見解と主な課題について、カナダ議会資料を基に見ていく。

(1) 農産品の市場アクセス⁴

① 背景とカナダの見解

EUとカナダの双方にとって農産品はセンシティブな分野であり、関税引き下げや非関税措置に関する交渉では農業分野が中心になると見込まれている。双方で農産品・食品にはかなり高い保護障壁があり、EUではMFN(最恵国)税率の平均は全体では5.6%にだが、農産品・食品の関税率は平均16%に達する。カナダもMFN税率の平均4.7%に対し農産品・食品では平均11.5%である。カナダにとってEU市場は規模や1人当たりの所得水準、消費形態から世界で最も重要な農産品市場の一つだが参入は難しい。関税以外のEU市場参入の課題としては、次の2点が挙げられる。

- ・ EUが規制による障壁で農産物・農業食品の輸入を制限している
健康・安全保護など規制の目的は一般的に問題とはならないが、規制の構造や適用では外国の事業者にとって順守が難しいか多大の時間を要する。特に食肉では通商障壁になっており、カナダ側はCETAでこうした障壁に関する章を設けることを求めている。
- ・ EUは共通農業政策(CAP)を通じて農業生産者に大幅な補助を提供している
EU外の各国の政府や企業は、EUがCAPによる補助金やプログラムで農業生産を歪めていると指摘している。しかも、こうした措置がEU予算の約半分近くに達している。ただし、二国間の貿易協定で国内支持の問題を取り扱うことはほとんどない。WTOで交渉することが望ましいとの理解があるためだ。カナダが当事国となっている協定の多くは、国内支持の貿易歪曲効果を最小限、またはなくすよう奨励している。ただし、これらの規定は任意である。また、CAP自体、現在はより市場中立的なものになっており、当初より生産促進目的は薄れている。

② EUの要求と交渉の課題

⁴ “Canada-European Union Trade Negotiations: 2.Market Access in Agriculture” (Publication No.2010-54-E) <http://www.parl.gc.ca/Content/LOP/ResearchPublications/2010-54-e.pdf>

一方、EU 側が CETA 交渉で特に課題として挙げているのは主に次の 2 点である。

- カナダ側の供給管理制度の変更

カナダの農産品の関税率が高いのは、供給管理を取り入れている一部の分野の税率が非常に高いためである。農産品の供給管理制度も交渉の対象とはなるが、カナダ政府は同制度を強く支持し、これまでの貿易交渉と同様に供給管理制度を守ることを明言している。また、カナダはカナダ小麦委員会（CWB: Canadian Wheat Board）による独占を維持しているが、EU はカナダの小麦や大麦の販売方法の変更を交渉議題とするよう求めると考えられる。

- 原産地規則の問題

EU は、CETA により米国が間接的な方法で欧州市場に無関税で参入する可能性に懸念を表明している。たとえば家畜では、カナダ側は家畜が処分された場所を原産地とみなしているが、EU 側は原産地を出生地までさかのぼるよう求めている。これは米国で生まれてカナダで処分される家畜が多いためである。同様に、水産品の原産地規則について、原産地を獲った場所とするか、漁船を登録した場所かで議論がある。砂糖についても、カナダ原産の砂糖の量は限られているため、ほとんどの砂糖菓子が現行の EU の原産地規則ではカナダ産とはみなされず、検討の対象となる。

（2）非農産品市場アクセス⁵

① 背景と交渉の見通し

非農産品は CETA 交渉で最も問題の少ない分野である。工業製品の貿易では規制面の障壁やその他の非関税障壁が生じる場合があるものの、カナダと EU の非農産品の関税率は比較的低い。2007 年の実行税率はカナダ製品の EU 輸出の平均が 2.2%、EU 製品のカナダへの輸出が 3.5% である。またカナダ政府は 2010 年予算で一方向的に部品や機械・設備の輸入関税を引き下げたため、CETA 交渉とは関係なく EU の輸出に対する実行税率はさらに引き下がる。この引き下げは大部分が 2010 年 3 月に実施され、一部が 5 年間で段階的に引き下げられる。

とはいえ、CETA 交渉が成功すれば、カナダが維持している他の非農産品の関税も引き下げられる。例えば、カナダは一部の鉄道車両（2010 年の関税率 11%）、大部分の自動車と自動車部品（同 6.1%）、繊維・衣料・履物（同 6.2~16.3%）にそれぞれ関税を課しているが、2009 年 7 月 1 日に発効した EFTA（ノルウェー、スイス、アイスランド、リヒテンシュタイン）との FTA ではこれらの製品全ての関税撤廃を約束した。MFN 税率が最大 25%

⁵ “Canada-European Union Trade Negotiations: 3. Non-Agricultural Market Access” (Publication No.2010-55-E) <http://www.parl.gc.ca/Content/LOP/ResearchPublications/2010-55-e.pdf>

に上る船舶などの関税についても、10～15年で段階的に引き下げることで合意している。EUも同様の待遇を求める可能性がある。EU側の関税もおおむね低いものの一部は高いため障壁となっており、カナダとEUの共同研究では、水産品で12.5%、一部の木材・木工品で7～10%、衣料品・繊維で9.4%、自動車・自動車部品で10%の関税がそれぞれ課されていることを指摘している。

② 交渉の課題

非農産品でも自動車や繊維を中心に原産地規則が交渉の焦点になると見込まれる。自動車ではEUが現地調達率60%を求めているのに対し、カナダは30%程度を求めている。自動車業界のサプライチェーンは北米内で統合が進んでいるためである。繊維については、カナダはEUの「二段階工程規則 (double-transformation rule)」の変更を求めている。この規則では、原産性を付与されるためには、糸から布、布から衣料のように、国内での二段階の工程の完了を要求しているためである。

(3) サービス貿易⁶

① 背景と障壁

サービス貿易では、EUはカナダにとって2番目に大きな貿易相手手で、2008年のカナダからEUへのサービス輸出は全世界への輸出の18%に当たる126億ドル、カナダのEUからのサービス輸入額は157億ドルでカナダの全輸入額の17%に当たる。商業サービスではカナダが輸出超過、旅行や運輸サービス、政府のサービスでは輸入超過となっている。

② 交渉の課題

カナダはNAFTAを含めて過去のFTAで「ネガティブリスト」(原則すべての分野が自由化の対象となり、約束表に記載した制限のみ認められる)のアプローチをとってきたが、EUはこれまで「ポジティブリスト」(約束表に掲載した分野のみ自由化の対象となる)のアプローチを採用している。

また、政府機関に関連し、サービス自由化の対象範囲も問題となる。EUの主要な要求の一つとして、カナダの州政府および主要な地方自治体のサービスを交渉対象とするよう求めているが、カナダの従来FTAでは州政府や地方自治体を対象としていない。交渉の範囲を概観したEU・カナダのスコーピング・グループは、サービスの規定は全レベルの政府および権限を委任された非政府機関に適用されるべきとの見解をとっている。さらに、同グループによれば、いずれの供給形態、あるいはサービス分野も、アприオリには排除されるべきでないとしている。政府調達の規定によっては、欧州企業は州政府や地方自治体

⁶ “Canada-European Union Trade Negotiations: 4. Trade in Services” (Publication No.2010-62-E)
<http://www.parl.gc.ca/Content/LOP/ResearchPublications/2010-62-e.pdf>

のサービス契約に入札できるようになる。また、これまでカナダは NAFTA や WTO 約束を含め、一貫して水道サービス、公共教育、医療・社会サービスなど一部分野を約束の対象から除外しており、これも課題となる。

(4) 投資保護⁷

① 背景とカナダの立場

外国直接投資 (FDI) では、対内、対外とも EU はカナダにとって 2 番目の相手となっている。カナダによる対外直接投資残高の 25% が EU 向けで、カナダへの対内直接投資残高の 30% は EU からのものである。これは、モノ、サービスの貿易に EU が占める割合よりも格段に大きい。直接投資がカナダ EU 経済関係の重要な側面である理由の一つは、関税、非関税障壁など貿易を阻害する要因を迂回するのに効果的な手段であるからだ。カナダで製造し大西洋を渡って製品を持っていくよりも、EU で生産拠点を立ち上げたほうがよいと感じるカナダ企業もいる。

CETA 交渉により貿易障壁が取り除かれることは直接投資の誘引の一つを失うことになるが、一方で、投資障壁を取り除くとともに投資の安全性を提供することによって、投資の増加にも繋がる。また、欧州企業はカナダでオペレーションを行うことで、NAFTA の原産地規則の条件を満たすことができ、米国市場へのアクセスを強化できる利点がある。

② 投資保護規定に関するこれまでの状況

CETA では投資家の権利に関する章が設けられることが期待されている。カナダの交渉官は既に EU 側に提案を提示しており、これは従来カナダが FTA や外国投資促進・保護協定 (FIPA : Foreign Investment Promotion and Protection Agreement、一般に二国間投資協定 (BIT) と呼ばれるもののカナダ版) と同じテンプレートに従ったものになっている。内容に若干の違いはあるものの、基本的に NAFTA11 章と同様の構成、規定となっている。

FTA の投資章では、投資国による差別的待遇からの投資家保護、国有化・収用 (間接収用含む)、収用の際の補償、投資家対国家の紛争処理手続きなどを規定する。間接収用は投資章の規定のうち最も議論の多い問題の一つ。間接収用は、「直接的な収用と同等の効果を有する一または一連の行為であって、正式な権原の移転又は明白な差押えを伴わないもの」と定義されている。この定義により、外国企業は企業の利益を制限する政策または立法の実施を訴えることができることになるという解釈も指摘されている。そこで、カナダの FTA では、例えばカナダ・コロンビア FTA の付属書 811 では、「締約国の一または一連の行為

⁷ “Canada-European Union Trade Negotiations: 5. Investment Protection” (Publication No.2010-56-E)
<http://www.parl.gc.ca/Content/LOP/ResearchPublications/2010-56-e.pdf>

が投資の経済的価値に悪影響を及ぼすという事実のみでは、間接収用があったとはえない」と規定している。

EUはこれまで、貿易協定に必ずしも投資保護の条項を盛り込んでいない。CARIFORUM（カリブ海諸国）との経済パートナーシップ協定（EPA）では投資章を含むが、韓国とのFTAでは投資章を設けていない⁸。

FTAでの投資保護規定の主な利益は、投資家にとっての確実性・安定性の確保にある。確実性・安定性が求められるのは特に途上国との関係であるため、カナダの途上国とのFTAではすべて投資章を含んでおり、FIPAを締結しているのも途上国とである。これに対し、EFTAやイスラエルなど先進国とのFTAでは、投資章を設けていない。ただし、NAFTAでは11章で投資章を設けている。

③カナダの立場

カナダはEU加盟国でのカナダの投資家に安定的な投資環境を確保するため、CETAでの投資章の導入を希望する。投資保護規定は、独仏などよりポーランド、ルーマニア、ブルガリア、ハンガリーなどEUに最近加盟した国々で、その必要性は高い。

(5) 政府調達⁹

① EUの要求とカナダの状況

EUは、政府調達に公共企業体（crown corporation）や州政府・準州（territory）政府、地方自治体を含めるよう求めている。カナダはこれまでのFTAでこれらを対象としていなかかったが、2010年の米カナダ政府調達協定（AGP）では初めて、州政府や準州、一部の地方自治体の調達に米国企業の入札を認める約束を盛り込んだ¹⁰。EU側はCETA交渉で同様の約束を求めると考えられる。

EU側は、連邦政府および関係団体、地方政府の開放に加え、MASHセクター（地方自治体、自治体の機関、教育委員会と公共教育機関、医療・社会サービス機関）¹¹による調達や、空港、公共交通システム、港湾、地方自治体の水道サービス、電力・エネルギー公社（例：BCハイドロやハイドロ・ケベック）による調達への入札機会を求めている。これらの開放によるEU側の潜在的利益は大きく、政府調達市場へのアクセスは、EUがカナダとのFTA

⁸ カナダ議会資料ではこのように書かれているが、実際にはEU・CARIFORUM EPAでも収用や投資家対国家の紛争解決手続きなどは規定されておらず（66条注2参照）、投資保護規定は設けられていないという点でEU・韓国FTAとも共通する。これは、EUの権限に制約があったためである。

⁹ “Canada-European Union Trade Negotiations: 6. Government Procurement” (Publication No.2010-57-E) <http://www.parl.gc.ca/Content/LOP/ResearchPublications/2010-57-e.pdf>

¹⁰ 水野亮「州政府調達への参入条件を緩和—米加政府調達協定が発効(1)—(米国)」(ジェトロ通商弘報 (<http://www.jetro.go.jp/biznews/>) 2010年3月2日記事)などを参照。

¹¹ Municipalities, Municipal organizations, Publicly funded Academics and School boards and Health and social service entities

交渉開始に合意した唯一ではないが主な理由の一つである。

現在でも、欧州企業はかなりの割合のカナダ政府や政府機関の公共入札に参加できるし、バイカナダの義務付けも一般的ではない。しかし、武器の調達や安全保障に不可欠な調達、国防関連の調達など正当な理由があると考えられる場合には、政府や地方自治体などは公開入札の例外を設けることもある。カナダ側は、州や準州、主要自治体の調達をCETAの対象とすることは、外国企業との契約締結条件を決定する上でのこうした各政府の柔軟性を損なうだろうとしている。また、カナダ企業に割り当てられる政府の契約の数にも影響がある。例えばオンタリオ州のグリーンエネルギー法¹²にあるように、ローカルコンテンツ（現地調達）要求を契約に盛り込んでいる場合もある。

他方、欧州企業の参入により競争が促進され、カナダの各政府の調達コストが引き下げられるという点も指摘されている。

② カナダの要求と EU の姿勢

欧州企業が上記の調達契約へのアクセスを獲得するのであれば、カナダとしては、カナダ企業による欧州での入札に同様なアクセスを求めるか、他の分野での EU の同等の譲歩を求めることになるだろう。EU は WTO 政府調達協定のもとでの約束に加盟国の中央政府、地方政府の調達を含めているが、カナダが州や準州などを開放していないことを理由にカナダについては適用除外としている。議論となる問題点は、カナダの州や準州に相当する EU の政府のレベルである。EU 側はカナダの州や準州に相当するのは加盟各国としているが、カナダ側は、ドイツの州やスペインの州（カタルーニャなど）といった準中央政府がこれに相当すると主張している。

（6）貿易の技術的障壁（TBT）と規制協力¹³

①交渉の見通しとカナダの主張

TBT については、カナダが主張する EU 側の問題には以下の点がある。

- EU の規制や規格の複雑性と相互認証の問題
欧州市場への参入を望む輸出企業および欧州市場ですでに競争を展開している輸出企業が表明している不満は、EU の規制や規格が複雑なことに加え、欧州委員会が主

¹² 同法含め、オンタリオ州の太陽光、風力発電推進のための固定価格買取制度（FIT）でのローカルコンテンツ要求については、日本は 2010 年 9 月、WTO 協定に違反するとして WTO に提訴している（WT/DS412）。

¹³ “Canada-European Union Trade Negotiations: 7. Technical Barriers to Trade and Regulatory Cooperation” (Publication No.2010-58-E)

<http://www.parl.gc.ca/Content/LOP/ResearchPublications/2010-58-e.pdf>

要な工業・農業分野での相互承認協定の締結に消極的な点である。

- 欧州の予防原則の問題

EU がしばしば不確実性に対処するために必要な枠組みとして援用する予防原則も問題で、これは保護主義的な措置との見方もある。

こうした問題点をふまえ、カナダは、カナダの適合性評価・認証機関の認定を促進し、機関の相互承認を推進、規制や規格の策定で透明性を高めることにより、カナダ製品の欧州市場への参入が容易になるような規定を求めていくことになる。カナダや EU の過去の協定から判断すると、CETA の TBT に関する最終的な内容は、WTO の TBT 協定から大きく離れるものではない。TBT の章には、規制措置や規格の早期通知など透明性の強化、規制の影響分析や適合性評価の実施方法を規定することになると考えられる。

また、カナダ政府と欧州委員会の規制面の協力の強化は、規制や規格から生じる貿易障壁に取り組む一つの方法である。このため、カナダは規制協力に関して CETA で独立の章を設けるよう求めている。カナダがこれまでに結んだ FTA では、(独立の章ではなく) TBT 章にわずかな規定が設けられているに過ぎず、これまでとは異なるアプローチとなる。仮に規制協力に関する章が任意規定にとどまるものであったとしても、協力の定式化や現行の対話を推進することは貿易投資障壁の削減に繋がるとみている。

(7) 知的財産権の保護¹⁴

① 背景と EU の姿勢

知的財産権保護の章は CETA のなかでも大きな争点となる可能性がある。2009 年後半にリークされた知財章のドラフトによれば、EU の姿勢は、カナダが大半の分野で EU の知財ルールを採用すべきだというものだった。EU は非常に厳しい知財保護の法規を備えているとみられており、この分野におけるカナダの法規が遅れており比較的脆弱という EU の考え方を反映している。ただし、カナダ政府は 2009 年後半以来、知財法規の改正を提案しており、特に著作権法の改正 (C-32 : 著作権現代化法) は 2010 年 6 月 2 日に下院の第一読が出された。この改正に当たっては、カナダは EU や米国のモデルに配慮したこと、法案の内容が CETA 交渉の進展に役立つ点を指摘している。EU も、この法案が実施されれば EU 側の懸念の解消に向けて大きな前進となるとしている。

② 地理的表示 (GI) の問題とカナダの姿勢

カナダと EU の交渉担当者に試練を突きつけるであろう知財の問題は、食品に関する EU

¹⁴ “Canada-European Union Trade Negotiations: 8. Intellectual Property Protection” (Publication No.2010-59-E) <http://www.parl.gc.ca/Content/LOP/ResearchPublications/2010-59-e.pdf>

の地理的表示（GI：Geographical Indications）制度である。GIの例として、「パルミジャーノ・レッジャーノ」というGIが登録されているが、これにより「パルメザン」あるいは「パルメザン風」という表記を、パルマの一定の地域で要件を満たす製品以外に使用することは、禁止されることになる。

EUは自らのGI制度およびGI製品のリストについて、国際的な支持、承認を得ることに最優先に取り組んでいる。EUが署名したすべてのFTAはそのGIを承認している¹⁵。カナダとEUは2003年に、ワイン・スピリッツについて、GIの相互承認協定を結んだが、双方は食品の命名や分類で根本的に異なる制度を持つ。EUは特定の国・地方で生産された食品（主にチーズ、肉）についてGIを認めるのに対して、カナダは商標の認証制度を適用している。その結果、EUでGIとされているもののいくつかは、カナダでは商標として登録されている名称か、あるいは特定の成分や製造基準に従って作られた食品を示す一般名称となっている。例えば、カナダでは、パルミジャーノ・レッジャーノは、その産地にかかわらず、一定のタイプのチーズを指すものとみなされている。

EUが近時韓国と結んだFTAでは、EUのGI制度やGI製品のリストの法的な承認を盛り込んだ。このリストはEUがCETA交渉でも保護を求めると見込まれる製品の種類を示している。アジアゴ、フォンティーナ、パルメザン、ゴルゴンゾーラ、ペコリーノ・ロマーノ、フェタ、ロックフォールなどのチーズ、パルマ・プロシュート、モルタデッラ・ボローニャなどの肉類といったものがリストには含まれる。

他方で、カナダはEUのGI制度を承認することにより利益を得られる可能性もある。地域農業の伝統の保護、独自製品に結びつく製品改良が奨励されるといった利益や、アーティザナルチーズなどカナダの食品も保護しうるからだ。しかし、EUの現行の広範なGIリストを認めることは、カナダの関連業者には大きな試練となる。GIから一定の地域で生産されたことに独自性があることが確認できるもの（例えばカマンベール・ドゥ・ノルマンディ）はそれほど大きな影響をもたらさないが、仮にEUがカマンベール・チーズ一般やサラミ、フェタチーズといった食品をGIとして主張すれば、カナダで類似製品を手掛ける生産者は製品の命名や販売促進で制限を受けることになる。また、GI制度の対象が広すぎれば一種の偽装された保護主義となり、カナダの業者に大きな損失を与えるとの見解もある。

カナダの交渉担当者は、カナダの商標制度とEUのGI制度の違いがCETA交渉の最も複雑な問題の一つになるだろうと指摘している。EUがGIに関して譲歩する可能性は低い

¹⁵ これまでのEUのFTAでは、EUのワイン・スピリッツのGIを承認するものはあったが、対象はワイン・スピリッツに限定された。これに対し、EU韓国FTAでは、ワイン・スピリッツに加えて食品にまで保護対象を拡大した。ジェトロ海外調査シリーズ『EU韓国FTAの概要と解説』（2011）84-85頁参照。
http://books.jetro.go.jp/jpn/products/detail.php?product_id=558

が、カナダ側の妥協点としては以下の可能性が考えられる。

- GI の登録以前に存在したカナダの商標登録された製品についてはすべて引き続きその使用を認めるとともに、GI に登録された名称を使用する新たな商標の登録は認めない。
- カナダによる EU の GI の段階的導入を認める。または、当該 GI を使用する製品がカナダ市場で製品として長年確立している場合には、カナダの生産者が「カナダ風」という用語を用いることを認める。

(8) 労働の移動¹⁶

① 背景とカナダの姿勢

カナダはNAFTA以来、ほとんどのFTAで労働者の一時的な移動についての規定を盛り込んでおり、なかにはWTOサービス協定（GATS）の約束を超えるものもある。NAFTAの16章（ビジネスパーソンの一時的入国）¹⁷がこれまでのカナダのFTAで最も包括的な規定を設けており、これらの規定のモデルとなっている。しかし、カナダの交渉担当者は、CETAではNAFTAの規定を超えるものを望むと表明している。

NAFTA16章は、特定の雇用の許可を必要とすることなく、他のNAFTA加盟国のビジネスパーソンや専門家の一時的な労働を認めている。例えば、一定の活動に従事するビジネスパーソンは、事業活動が国際的なものであり、当該人が地元の労働市場への参入を目的とするものではないということを条件に、米国やメキシコでの一時的労働が認められる。16章はまた、トレーダーや投資家、企業内転勤、64種の専門的労働者について一時的入国を認める。

カナダとEUはこれまでも労働移動に対する障壁軽減を試みたことがあり、貿易投資強化協定（TIEA）の交渉でも専門職の資格の相互承認やビジネス目的の一時的入国について話し合った経緯がある。TIEAは合意に至らなかったものの、カナダ、EUとも引き続きこの分野での取り組みの進展に関心を持っている。カナダの交渉担当者による下院の常設国際貿易委員会での答弁によれば、優先課題はビジネス関係者や専門職の一時的入国の要件緩和や資格の相互承認の促進で、ビザの問題は対象としない見通しである。

¹⁶ “Canada-European Union Trade Negotiations: 9. Labour Mobility” (Publication No.2010-60-E)
<http://www.parl.gc.ca/Content/LOP/ResearchPublications/2010-60-e.pdf>

¹⁷ http://www.international.gc.ca/trade-agreements-accords-commerciaux/agr-acc/nafta-alena/texte/c_hap16.aspx?lang=en

② 交渉の課題と EU の姿勢

EU 側はカナダにおける専門職や職業の規制を交渉の優先課題に挙げている。交渉の課題の一つは、カナダの専門職や職業の規制に関する州や準州の権限である。こうした規制は州や準州の規制機関に権限が委任されている場合が多く、一部の職業では州および準州の免許の条件や資格承認の違いなどでカナダ内でも労働移動に障壁がある。EU 側は、州と準州の協力と支援がなければ、カナダでの欧州の資格の承認を得る上で大きな進展は見込めないとの姿勢をとっており、CETA 交渉では州・準州政府が自らにかかわる問題については協議に直接的に関与している。このように州、準州政府が貿易交渉に直接関与するのは、CETA が初めてのことである。

(9) 紛争解決¹⁸

① カナダ側が求める優先課題

カナダは CETA 交渉で、WTO や NAFTA の紛争解決のメカニズムを反映させるだけでなく、こうしたメカニズムの経験から得た教訓に配慮する意向を示している。FTA の紛争解決手続きにはさまざまな問題が含まれ、共通してみられるものとしてアンチダンピング、相殺関税の案件にかかわるもの、また投資保護に関する紛争なども多くの FTA にみられる。それほど多くはないが、環境・労働条項の執行にかかる手続きもある。この分野におけるカナダ側の優先課題は、以下の通りである。

- 手続きのスピード、非関税障壁などの問題に迅速かつ適切な方法で対処する能力。手続きのスピード改善は NAFTA19 章でのカナダの経験からくるものである。19 章の手続きはパネル設置要請から最終決定まで最大 315 日かかると設計されているが、パネル候補の期限前の提示の失敗などにより容易に先延ばしされ、全体での手続きの遅延に繋がっていた。
- 代償のタイミングについて NAFTA の不備を是正するためのメカニズムの創設。例えば NAFTA での軟材をめぐる紛争で、米国はカナダ産軟材に対し暫定措置として課税していたが、19 章は暫定措置について提訴することを認めず、対象とされたのは最終決定のみだった。結果として、カナダの軟材業者はパネル手続き開始までほぼ 1 年にわたって暫定措置に基づく関税を支払うことを余儀なくされた。しかも、紛争解決手続きの結果カナダが勝訴したとしても、支払った関税は還付されないことになっていた。
- 紛争解決委員会の決定に先例拘束性を認める。NAFTA では、先例拘束性は認められていないという欠陥がある。

¹⁸ “Canada-European Union Trade Negotiations: 10. Dispute Settlement” (Publication No.2010-61-E)
<http://www.parl.gc.ca/Content/LOP/ResearchPublications/2010-61-e.pdf>

- NAFTA11章と同様の投資家対国家の紛争解決手続きの導入。
- 紛争解決手続きの対象となる労働、環境条項を FTA に含めるかは未定。カナダは、最近のコロンビア、ペルー、パナマとの FTA では労働条項を設けたものの、これまでそのような規定を設けてこなかった。

② 交渉の課題

課題の一つは、カナダと EU がこれまでの貿易協定で紛争解決に対して異なるアプローチをとってきた点である。カナダは、たとえば NAFTA ではアンチダンピングと相殺関税（19章）、投資保護と資産収用（11章）、協定の一般的解釈に関する紛争（20章）のように、紛争の種類によって紛争解決メカニズムを分けてきた。これに対して EU は、韓国との FTA でも紛争解決の章はあらゆる紛争を対象とする一つだけである。カナダ側は、アプローチは異なるものの、双方がこれまでの協定の不備を是正することを目指すという点では共有するよう提案している。

以 上

アンケート返送先 FAX : 03-3587-2485

e-mail : ORD@jetro. go. jp

日本貿易振興機構 海外調査部 欧州ロシア CIS 課宛

● ジェトロアンケート ●

調査タイトル : EU・カナダ FTA (CETA) の交渉の課題

ジェトロでは、EU・カナダ FTA (CETA) の交渉の課題を目的に本調査を実施いたしました。報告書をお読みいただいた後、是非アンケートにご協力をお願い致します。今後の調査テーマ選定などの参考にさせていただきます。

■質問1 : 今回、本報告書で提供させていただきました「EU・カナダ FTA (CETA) の交渉の課題」について、どのように思われましたでしょうか？

(○をひとつ)

4 : 役に立った 3 : まあ役に立った 2 : あまり役に立たなかった 1 : 役に立たなかった

■質問2 : ①使用用途、②上記のように判断された理由、③その他、本報告書に関するご感想をご記入下さい。

--

■質問3 : 今後のジェトロの調査テーマについてご希望等がございましたら、ご記入願います。

--

■お客様の会社名等をご記入ください。(任意記入)

ご所属	<input type="checkbox"/> 企業・団体	会社・団体名
		部署名
	<input type="checkbox"/> 個人	お名前
		フリガナ
		電話番号

※ご提供頂いたお客様の個人情報については、ジェトロ個人情報保護方針 (<http://www.jetro.go.jp/privacy/>) に基づき、適正に管理運用させていただきます。また、上記のアンケートにご記載いただいた内容については、ジェトロの事業活動の評価及び業務改善、事業フォローアップのために利用いたします。

～ご協力有難うございました～